

# 仕 様 書

新潟海上保安部

## 1 概 要

本仕様書は、新潟海上保安部が指定する船舶の新潟港入出港に伴う曳船作業についてその仕様を定めたものである。

## 2 契約件名

新潟港曳船作業

## 3 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日 ～ 令和 9 年 3 月 31 日

## 4 予定数量

	品目	規格	単位	予定数量	備考
1	曳船作業	5,000D/W 未満	回	44	
2	曳船作業	7,000D/W 未満	回	1	

## 5 履行場所

新潟港西区港内及び新潟港東区港内

## 6 仕 様

- (1) 本曳船作業は、新潟港西区及び東区における新潟海上保安部が指定する船舶の入港又は出港作業を行うものである。
- (2) 使用する曳船は 3,000 馬力以上とする。
- (3) 曳船作業の実施にあたっては、新潟海上保安部担当官（以下「担当官」という。）及び船舶乗組員と連絡を密にし、事故のないよう作業を実施すること。
- (4) 作業の依頼を取り消す場合は 2 時間前までに担当官から請負業者へ連絡するものとし、取消料は発生しないものとする。
- (5) 予定数量は予定を示したものであり、増減が生じても異議の申し立てをしてはならない。

## 7 検 査

履行の完了は、第九管区海上保安本部長が検査を命じた職員の検査合格をもって完了とする。

## 8 その他

- (1) 本契約は、令和 8 年度予算の成立を条件とし、契約の通知は予算成立日以降に通知することとする。（暫定予算含む）

- (2) 本契約は単価契約とする。
- (3) 本作業にあたっては「新潟県告示第 239 号(R4.3.8)」に定める付帯条件を適用するものとし、実施した作業・条件に基づき請求するものとする。
- (4) 本仕様書は、仕様の大要を示すものであり、仕様に疑義が生じた場合は、担当官と協議のうえ、その指示に従うこと。
- (5) 本仕様書に定めのない事項であっても、自然付帯の事項は担当官の指示に従い、請負金額の範囲内で実施すること。
- (6) 契約に関する一般的事項については、「第九管区海上保安本部入札・見積り者心得書」によるものとする。
- (7) 代金は、1 か月分を取りまとめ請求するものとし、適法な支払請求書を受理した日から 30 日以内に支払うものとする。